

[刑事系科目]

[第1問] (配点: 100)

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、後記【設問1】から【設問3】について、答えなさい。

【事例1】

- 1 AはBに対し、個人的に500万円を貸していた(この貸金債権を以下「本件債権」という)。本件債権に係る弁済期限は到来していたが、BがAからの返済の督促に応じず、また、A自身忙しかったことから、Aは、知人の甲に本件債権の回収を依頼しようとして、甲に対し、「御礼はするから代わりにBから500万円を回収してくれないか。あんに回収を頼むことは、Bには電話で伝えておく。」と申し向けた。甲は、その依頼を承諾し、Bの電話番号をAから教えてもらった。甲は、金融業者Cに多額の借金があったところ、上記依頼を受けた後、Cから、その返済を督促されたため、Bに対して、債権額についてうそをつくなどして水増しした額を請求し、その差額で少しでもCに対する自己の債務を弁済しようと考えた。
- 2 甲は、某月1日、Bに電話を掛け、Bに対し、自身が暴力団組員ではないのにそうであるかのように装い、「Aから債権の取立てを頼まれた。債権は600万円だとAから聞いている。その金を指定する口座に入金しろ。金を返さないのであれば、うちの組の若い者をあんなの家にらせることになる。」などと言った。Bは、事前にAからの電話で本件債権の回収を甲に依頼したと聞いていたが、その額は500万円だと認識していた。しかし、Bは、甲が暴力団組員であると誤信し、甲の要求に応じなければ自身やその家族に危害を加えられるのではないかと畏怖した結果、甲に600万円を交付することとし、甲に対し、「分かりました。明日送金します。」と答えた。Bは、翌2日、自己名義の預金口座から甲の指定に係るD銀行E支店に開設された甲名義の預金口座(預金残高0円)に600万円を送金し、その結果、同口座の預金残高が600万円になった。

600万の預金口座は甲の名義にしているから600万円は甲の預金として扱われる

【設問1】 以下の①及び②の双方に言及した上で、【事例1】における甲のBに対する罪責について、論じなさい(特別法違反の点は除く。また、本件債権に係る利息及び遅延損害金については考慮する必要はない。)

- ① 甲に成立する財産犯の被害額が600万円になるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。
② 甲に成立する財産犯の被害額が100万円にとどまるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

+ ③ 利息を返さなくて

返済期限(24日?)

【事例2】(【事例1】の事実が続いて、以下の事実があったものとする。)

- 3 甲は、同日、前記口座にBから600万円の入金があったことを確認した。甲は、Cからの督促が予想以上に厳しいことから、600万円全額をCに対する弁済に充てようとして決意し、同日中に、D銀行E支店の窓口係員Fに対して、同口座から600万円の払戻しを請求し、Fから同額の払戻しを受けた。甲は、同日、Cに対し、上記600万円を交付して自己の債務を弁済した。甲は、同日、Aに対し、「昨日、Bに対して返済するようにきつく言った。Bは、反省した様子で『今度こそは必ず返す。返済を10日間だけ待ってほしい。』と言っていた。」などとうそをつき、それを信用したAは、「しょうがないな。あと少しだけ待ってやるか。」などと言い、同月11日まで、本件債権の回収状況に関して、甲に確認することはなかった。なお、本件債権について、その存在を証明する資料はなく、A、B及び甲以外に知っている者はいなかった。
- 4 その後、同月12日になっても、甲からAに連絡がなかったため、Aが甲を追及したところ、

500万円をAに貸した件は「甲」が「A」に「所有物」を返す Aは「甲」に「返済」(2521) cf. 100万円に、Cは「甲」に「返済」(254?)

① Aが何卒不要
→ A死にたい 仮に相手が死な
ない限り ② ④ ⑤ ⑥ → ⑦ ⑧
② 殺す目的「3点」

甲は、本件債権に係るBからの返済金を自己の債務の弁済に充てたことを打ち明けた。これに憤慨したAは、甲に対して、直ちに500万円を返還するように厳しく申し向けた。その後、甲は、金策に努めたものの、返還に充てる金を工面できなかったことから、Aに相続人がいないことを奇貨として、その返還を免れる目的で、Aを殺害しようと決意した。

5 甲は、Aを殺害するため、その方法についてインターネットで調べたところ、市販されているX剤及びY剤を混合すると、致死性のある有毒ガスが発生することが分かった。そこで、甲は、以前に自身が病院で処方されていた睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた上で、当該有毒ガスを用いて自殺に見せ掛けてAを殺害することを計画した。甲の計画は、具体的には、犯行に必要な道具を全て自車に積み込んで、A方に隣接する駐車場まで自車で移動して同所に駐車し、A方に行き、ワインに混ぜた睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた後、直ちに自車に戻って車内に置いておいたX剤等を取った上で、再度A方に赴いて有毒ガスを発生させ、これをAに吸入させてAを殺害するというものであった。甲は、同月16日、ホームセンターでX剤及びY剤のほか、これらを混ぜるためのバケツを購入した。

甲の行為
→
第一行為

6 甲は、前記計画を実行するため、翌17日、Aに電話を掛けて、Aに対し、「これまでのことをきちんと謝罪したい。」と言い、同日、計画していたとおり、前記駐車場に自車を駐車し、自車内にX剤、Y剤及びバケツを置いたまま、ワインと睡眠薬を持ってA方に行った。なお、甲が自車内に置いていたX剤及びY剤は、それらを混ぜ合わせれば致死量の有毒ガスが発生する程度の量であった。甲は、A方において、Aがトイレに行った際に、睡眠薬をAのグラス内のワインに混入した。Aは、そのワインを飲み干し、間もなく、睡眠薬の影響で眠り込んだ。甲は、計画どおりX剤等を取りに行くために同駐車場に戻ろうとしたが、急にAを殺害することが怖くなり、有毒ガスを発生させることを止めた。

実行可能性あり

中止して

7 甲は、A方を去ろうとした際、机の上にA所有の高級腕時計があることに気が付き、遊興費を得るためにそれを換金しようと考え、同腕時計を自らの上着のポケットに入れて、A方から立ち去った。

答は行

8 Aは、覚醒することなく、甲がA方から立ち去った数時間後に、急性心不全で死亡した。Aには、A自身も認識していなかった特殊な心臓疾患があり、Aは、睡眠薬の摂取によって同疾患が急激に悪化して、急性心不全に陥ったものであった。Aに同疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。

強盗罪
罪

甲の行為
→
第二行為

125
→
125

9 本件で甲がAのワインに混入した睡眠薬は、病院で処方される一般的な医薬品であった。その混入量は、確実に数時間は目を覚まさない程度ではあったが、Aの特殊な心臓疾患がなければ、生命に対する危険性は全くないものであった。また、甲も、本件で混入した量の睡眠薬を摂取しても、Aが死亡することはないと思っていた。

【設問2】 仮に【事例1】並びに【事例2】の3、4及び7の事実が認められず、【事例2】の5、6、8及び9の事実のみが認められた場合、Aが睡眠薬を摂取して死亡したことについて、甲に殺人既遂罪が成立しないという結論の根拠となり得る具体的な事実としては、どのようなものがあるか。考えられるものを3つ挙げた上で、上記の結論を導く理由を事実ごとに簡潔に述べなさい。

3つ挙げる

【設問3】 【事例2】における甲の行為について、その罪責を論じなさい（住居等侵入罪（刑法第130条）及び特別法違反の点は除く。）。なお、【事例1】における甲の罪責及び【事例1】で成立する犯罪との罪数については論じる必要はない。

- ① 住居等侵入罪
- ② 窃盗罪と異った強盗罪を構成
- ③ (事例2)には1つ強盗罪を構成

①

1. ①
。 买了 600 元 资产 负债 = 600
。 个别对账

2. ②

。 (资产) = 资产 = 100 万
。 买了 200 元 资产 100 万

3. 资产

11. 买了 100 元
12. 买了 600
13. 资产性资产 (资产) 资产
资产外, 资产性资产
资产
600 资产

②

③

1. 资产性资产

资产性资产 资产性资产
。 资产性资产
。 资产性资产 资产性资产

0.5

2. 600 元以上 资产性资产

。 500 → 资产性资产 252 元
。 100 → 资产性资产 25 元, 资产性资产 25 元

3. 资产

235 年

④

① 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产

0.5

② 资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

③ 资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

5. 资产

2. 2 → 资产性资产 (500 元), 资产性资产

4. 资产性资产 资产性资产 资产性资产

(200 资产)

④ 资产

②

(1) 资产性资产 → 230 元 资产
资产性资产: 资产性资产 资产性资产
。 500 资产性资产 资产性资产
。 资产性资产 资产性资产 资产性资产
。 资产性资产 资产性资产 资产性资产

(2) 资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产

(3) ① 资产

资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产

资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

(4) ② 资产

资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产
资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

(5) ③ 资产

资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

(6) 资产性资产

资产性资产 资产性资产 资产性资产 → 资产性资产 资产性资产

刑事系 第1問

設問1

甲がBに対して自分が暴力団員であるAのようになり、「Aが債権の取り立てに来た。債権は600万円だ」とAから聞かされた。Bは600万円を指定された口座に入金した。金を返さないのが本意で、この借金の首を払ったのと同じに思わせることにした。甲は甲し自白、これにより畏怖してBは600万円を入金させた行為は、いかなる^{契約}の要件が成立するか。

1. ①

(1) 恐喝罪(刑法249条)は相手方を畏怖させた財物を交付した罪である。Aは恐喝罪を犯したと主張するが、AはBに「Aが債権の取り立てに来た」といってBには交付された財物を原簿として発生していることがあり、Bは甲の上記発言に従って、債権額107万5000円であると認識して^{いた}。他方、Bは甲の上記発言により甲が暴力団員であると誤信し、甲の要求に応じたわけではなく、多額の借金を加えられたことにより、甲に600万円を交付するにせざるを得なかった。よって、Bの600万円の交付額は甲の誤信により発生した畏怖による結果として発生している。したがって、Bが甲の第一の現金口座に600万円を送金したことは、甲がBを「恐喝して」財物600万円を交付させたことになる。

(2) 恐喝罪は~~必ずしも~~ 財物交付であることから、~~脅迫~~の要件要件として、~~脅迫~~の発生が必要である。脅迫は個別財産に対する行為であるから、「Aが恐喝して財物を交付させた」と同様である以上、この財産は、発生が違わなければならない。

よって、600万円の現金は、発生が違わなければならない。したがって、~~本罪~~600万円の恐喝取戻金(249条)が成立する。

2. ②

(1) 甲は債権家が500万円であるのに600万円を返すと言った。債権家にたいしてBを欺すつもりである。したがって、甲は詐欺罪を犯した。債権額107万5000円を返すつもりで、

3. 甲は「他人・株主等よりAへの高利貸の貸付を自ら土着株主に一本のAが立替に

して立替に當りし。甲は、高利貸の貸付に際して、甲よりAの旨を、株主等

に立替に際して通知した。なお、Aの貸付は高利貸（235条）が成立する。

4. 甲が第一回よりBに貸付したAが貸付したYに、360日経過した（240日経過）が

成立した。A。

(1) 甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

Aの旨に通知した。A。

甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。

甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。

(2) 甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。

(3) 甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。

甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

第一回より貸付した。甲は、第一回より貸付した高利貸の貸付に際して、Aの旨に

通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。Aの旨に通知した。

甲は、Aを株主として立替に付し、高利貸の貸付に際して500円（貸付）をAの旨に

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12

人、第一行より A を階行列として \mathbb{R} 上の $n \times n$ 行列 A に対して、 A の固有値 λ に対して $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。

4) 固有値 λ に対して $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。

5) 前記 4) (3) の A の固有値 λ に対して、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。

6) 固有値 λ に対して $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。

7) 固有値 λ に対して $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。このとき、 $A - \lambda I$ の階行列 $\det(A - \lambda I) = 0$ となる λ を A の固有値と呼ぶ。